



発行 東京都

目次

規則

○特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則………

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則………(生活文化局都民生活部管理法人課)………

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則………(病院経営本部経営企画部総務課)………

告示

○市街地再開発組合の定款の変更認可………(都市整備局市街地整備部再開発課)………

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等………(三件)………(環境局総務部環境政策課)………

告示 (内水漁管)

○令和三年度第五種共同漁業の増殖方法等………

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任………(都市整備局市街地整備部再開発課)………

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更………(同)………

○土地改良区役員就退任………(産業労働局農林水産部農業振興課)………

規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百六十号

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十号)の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式(表)

(1) 新事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項	(3) 法第45条第1項第3号(ロ)に係る部分を除く)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他の内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を行なった場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引	認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員状況」第3表付表1 監査証明書又は「監査組織の状況」第3表付表2
④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表

を

<p>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>提出しない場合</p> <p>最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年） 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年）</p>	<p>役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。） ロ 給与を得た職員の数及び当該職員に対する給与の総額</p> <p>⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑥ 海外への送金又は金銭の増出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日</p>
<p>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益を生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第10順位までの取引 ロ 役員等との取引</p> <p>③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p>	<p>③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合していない旨を説明する書類</p> <p>認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員の状態」 第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」 第3表付表2 認定基準等チェック表(第4表)(初案) 認定基準等チェック表(第5表) 認定基準等チェック表(第7表) 欠格事由チェック表</p>

に

改め、同様式(2)中「提出してください。」の次に「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載し、チェック欄にチェックしてください。」を加える。

附 則

- この規則は、令和三年六月九日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則別記第二十号様式の規定は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年

度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百六十一号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「及び東京都立墨東病院」を、「東京都立墨東病院及び東京都立小児総合医療センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第八百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

西新宿五丁目中央南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年七月四日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目十三番十四号 AOKIYAKA T

A一〇一号室

令和元年七月四日

五 変更の内容

事務所の所在地を新宿区西新宿五丁目九番四号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和三年六月八日

●東京都告示第八百二十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八条の規定に基づき、（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

千代田 皇居外苑、丸の内二丁目、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、内幸町一丁目及び内幸町二丁目の区域

中央区 八重洲二丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目及び銀座八丁目の区域

港区

新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、西新橋一丁目、西

新橋二丁目、虎ノ門一丁目、浜松町一丁目、海岸一丁目及び芝浦一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三 対象事業の名称及び種類

（仮称）内幸町一丁目街区 開発計画（北地区）

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・四ヘクタールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」（特定の地域）に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年七月二十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三〇一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>1.大気汚染</p> <p>工事の施行中</p>	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、I期が0.063ppm、II期が0.067ppmであり、I期及びII期ともに環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が43.6%、II期が48.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、I期が0.054mg/m³、II期が0.056mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が14.6%、II期が17.0%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業を努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、I期は0.045～0.046ppm、II期は0.045ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期は0.2%、II期は0.1～0.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、I期及びII期ともに0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期及びII期ともに0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.045ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下) を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>「駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.04ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は6.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.5%である。</p> <p>以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音」</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、計画地敷地境界においてI期解体では最大83dB、I期建設では最大77dB、II期解体では最大83dB、II期建設では最大78dBであり、評価の指標とした制音基準値(80dBもしくは85dB)を下回る。</p> <p>「建設機械の稼働に伴う建設作業振動」</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{vib})は、計画地敷地境界においてI期解体では最大69dB、I期建設では最大68dB、II期解体では最大69dB、II期建設では最大67dBであり、評価の指標とした制音基準値(70dBもしくは75dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。</p> <p>「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{day})は、I期及びII期ともに昼間63～67dBであり、評価の指標とした環境基準(昼間65dBもしくは70dB以下)を満たす。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効果的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、I期及びII期ともに昼間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>「工事用車両の走行に伴う道路交通振動」</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{vib})は、I期は昼間29～40dB、夜間27～36dB、II期は昼間30～41dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、I期は昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満、II期は昼間1dB、夜間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>「冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」</p> <p>「日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度」</p> <p>計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例」とその解説(改訂35版)の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。予測結果によると、計画建築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>
4. 電波障害	<p>「計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害」</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害及び反射障害が、衛星放送は遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講ずることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5. 風環境	<p>「平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度」</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後(対策後)は、適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域におさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域におさまっている。</p> <p>以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6. 景観	<p>「主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度」</p> <p>主要な景観の構成要素は、現状では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現状と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」</p> <p>工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画された高層建築物群と体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>「圧迫感の変化の程度」</p> <p>工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は7.7～42.5%であり、現状(計画地内既存建築物)と比較して1.2～12.4ポイント増加するが、計画建築物の高層部をセッパバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

●東京都告示第八百二十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

千代田 皇居外苑、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、内幸町一丁目及び内幸町二丁目の区域

中央区 銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目及び銀座八丁目の区域

港区 新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、東新橋一丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目及び虎ノ門一丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

千代田区外神田四丁目十四番一秋葉原UDX

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・二ヘクタールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ホール及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

イ 千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 中央区環境土木部環境政策課

エ 中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

オ 港区環境リサイクル支援部環境課

カ 港区芝公園一丁目五番二十五号

キ 東京都環境局総務部環境政策課

ク 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

コ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年七月二十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme>

nt/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.070ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、51.4%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.057mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、19.1%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の必要でないアードリフの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1～0.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.044ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル (L_{eq}) は、解体工事では計画地敷地境界において最大82dB、建設工事では計画地敷地境界において最大77dBであり、評価の指標とした制音基準値 (80dBもしくは85dB) を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{eq}) は、昼間63～67dBであり、評価の指標とした環境基準 (昼間65dBもしくは70dB以下) を満たす。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出人が集まらないよう、計画のかつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間1dB未満である。以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{dn}) は、昼間29～40dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値 (昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB) を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地は「都市計画法」第8条の2に基づき特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例」とその附設(改訂36版)の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。予測結果によると、計画建築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>
4.電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害が、衛星放送も遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5.風環境	<p>【平均風速、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後は、一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。</p> <p>以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6.景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画される高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は12.1～17.8%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して-23.0～-9.7ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

●東京都告示第八百二十九号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

- 千代田 皇居外苑、丸の内三丁目、有楽町一丁目、有楽町二丁目、日比谷公園、霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目、内幸町一丁目及び内幸町二丁目の区域

- 中央区 銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、銀座七丁目及び銀座八丁目の区域

- 港区 新橋一丁目、新橋二丁目、新橋三丁目、新橋四丁目、新橋五丁目、東新橋一丁目、東新橋二丁目、西新橋一丁目、西新橋二丁目、西新橋三丁目、虎ノ門一丁目、虎ノ門三丁目、愛宕一丁目及び愛宕二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 第一生命保険株式会社
代表取締役社長 稲垣 精二
- 千代田区有楽町一丁目十三番一号
中央日本土地建物株式会社
代表取締役社長 平松 哲郎

<p>千代田区霞が関一丁目四番一号</p> <p>三 対象事業の名称及び種類 (仮称) 内幸町一丁目街区 開発計画 (南地区) 高層建築物の新築</p> <p>四 対象事業の内容の概略 対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約一・九ヘクタールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ウェルネス促進施設及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要 事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間 令和三年六月八日から同年七月七日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>(二) 時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課 千代田区九段南一丁目二番一号</p> <p>イ 中央区環境土木部環境政策課 中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階</p> <p>ウ 港区環境リサイクル支援部環境課 港区芝公園一丁目五番二十五号</p>		<p>エ 東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p> <p>オ 東京都多摩環境事務所管理課 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法 持参、郵送又は電子メール</p> <p>(二) 記載事項 ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地) イ 対象事業の名称 ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限 令和三年七月二十六日</p> <p>(四) 提出先 ア 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 イ 電子メール 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。 ホームページアドレス https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme nt/reading_guide/index.html</p>
---	--	---

別記（原文のまま記載）
環境に及ぼす影響の評価の結論
 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.071ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、52.5%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.058mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、19.9%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きい。上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1～0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.1%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は2.4%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%である。 以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{max})は、解体工事では計画地敷地境界において最大82dB、建設工事では計画地敷地境界において最大78dBであり、評価の指標とした動音基準値（80dBもしくは85dB）を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、解体工事では計画地敷地境界において最大69dB、建設工事では計画地敷地境界において最大68dBであり、評価の指標とした動音基準値（70dBもしくは75dB）を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{max})は、昼間63～67dBであり、評価の指標とした環境基準（昼間65dBもしくは70dB以下）を満たす。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間1dB未満である。以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_v)は、昼間29～40dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値（昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB）を下回る。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地は「都市計画法」第8条の4に基づき特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例とその解説（改訂35版）」の記載に準拠し、日影規制を評価の指標として予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>

工事の完了後

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害が、衛星放送も遮へい障害が年じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。 以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5. 風環境	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A（住宅地相当）及び領域B（低中層市街地相当）である。 計画建築物建設後（対策後）は、適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設（日比谷公園等）は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。 以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画された高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は11.9～35.3%であり、現況（計画地内既存建築物）と比較して-18.3～-15.3ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

令和三年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第二百七十一條第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和三年六月八日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産別場造成	備考
青梅町御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	1,650 kg	1～15 g		
		にじます	7,670 kg	100 g		
		やまめ	3,965 kg	100 g	2 g	
西多摩郡奥多摩町 水川11793番地 水川漁業協同組合	内共第1号	いわな	170,000 尾	2 g		
		いわな	115 kg	100 g		
		卵	10,000 粒			
青梅町御岳二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	25 kg	50 g	13箇所	
		にじます	10 kg	15 g	13箇所 (1箇所10㎡以上)	
		やまめ	250 kg	100 g		
あきる野市養沢 1311番地 秋川漁業協同組合	内共第2号	あゆ	10,000 尾	2 g	3箇所	
		あゆ	5 kg	50 g	6箇所 (1箇所10㎡以上)	
		卵	1,400 kg	30～50 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	2,600 kg	1～7 g		
		あゆ	1,500 kg	100 g	105箇所 (1箇所10㎡以上)	
		卵	7,200 kg	90 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	50,000 尾	2 g		
		あゆ	131,500 粒			
		卵	200 kg	20 g	18箇所	
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第5号	あゆ	75 kg	35 g	30箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あゆ	320 kg	25 g		
		卵	200 kg	200 g	8箇所	産卵場造成
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	0 kg		8箇所 (1箇所15㎡以上)	
		あゆ	40 kg	40 g		
		卵	40 kg	25 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	956 kg	80 g		
		あゆ	85 kg	1,700 g		
		卵	140 kg	100 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	10,000 尾	2 g		
		あゆ	15,000 粒			
		卵	80 kg	200 g	4箇所	
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	20 kg	40 g	11箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あゆ				
		卵				

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産別場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小川内漁業協同組合	内共第9号	にじます	350 kg	100 g		
		やまめ	125 kg	100 g		
		卵	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京都漁業協同組合	内共第10号	いわな	125 kg	150 g		
		いわな	10,000 尾	2 g		
		卵	40 kg	150 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京都漁業協同組合	内共第11号	あゆ	10,000 尾	2 g	1箇所 (1箇所10㎡以上)	
		あゆ	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京都漁業協同組合	内共第15号	あゆ	60 kg	100 g		
		あゆ	40 kg	100 g		
		卵	10,000 尾	2 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京都漁業協同組合	内共第6号	あゆ	0 尾	25 g		
		あゆ	500 kg	20 kg		
		卵	20 kg	25 g		
江戸川区江戸川 四丁目16番地36 東京都漁業協同組合	内共第1号	あゆ	0 尾	25 g		
		あゆ	1,400 kg	25 g		
		卵	60 kg	25 g		

注：こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示（委員
会指第1号）に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により青梅駅前地区市街地再開発組合から
次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名 澤渡 敏夫
- 二 住所 東京都青梅市千ヶ瀬町六丁目八百五十二番地

市街地再開発組合の理事長の住所の変更につ
いて

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八
条第一項の規定により西新宿五丁目中央南地区市街地再開
発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 氏名 岡 三郎
- 二 住所 新宿区西新宿四丁目三十二番六一三〇六号

土地改良区役員の就退任について

府中用土地改良区理事長北島薫から令和三年五月十一
日付けで役員の就退任届があったので、土地改良法（昭和
二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定によ
り公告する。

令和三年六月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 退任

退任年月日 令和三年四月二十五日

役職名 住 所 氏 名 備 考

理事 国立市谷保五千九百十 沼崎 信夫 理事長
四番地

同右 府中市南町六丁目四十 高野 茂久 副理事
四番地の五

同右 国立市谷保五千百三十 北島 薫 副理事
番地

同右 府中市矢崎町一丁目三 廣瀬 孝昌
番地の二

同右 同 市西府町二丁目二 松本 昇
番地の二

同右 国立市富士見台四丁目 佐伯 和弘
六番地の三

同右 府中市分梅町五丁目三 谷合 稔丈
十八番地の四

同右 国立市谷保七百七十一 北島 勝俊
番地の二

二 就任

就任年月日 令和三年四月二十六日

役職名 住 所 氏 名 備 考

理事 国立市谷保五千百三十 北島 薫 理事長
番地

同右 府中市南町六丁目四十 高野 茂久 副理事

四番地の五 長

国立市谷保七百七十一 北島 勝俊 副理事
番地の二 長

府中市本宿町一丁目二 小澤 嘉一

同 市分梅町一丁目二 小澤 進

同 国立市富士見台四丁目 佐伯 和弘
六番地の三

同 府中市西府町二丁目二 松本 昇
番地の二

同 国立市谷保六千四十七 三田 栄作
番地の二

同 練馬区水川台四丁目三 西田 憲史
十九番二十五―三〇二
号

員外監 事

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 五〇円
 (送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

